

大沢地区

第6号

田園まちづくりニュース

田園まちづくりの取り組み 2年目がはじまりました！
土地利用計画図や特別指定区域図の検討をすすめます

昨年度は、検討会（ワークショップ）やアンケート調査、まち歩き等により、今後のまちづくりの大きな目標・方針を示す「まちづくりに関する方針と構想図」をまとめました。

今年度は、「土地利用計画・特別指定区域（以下参照）」の指定に向け検討をすすめます。6月23日に開催した「第6回まちづくり協議会」では、今年度のスケジュール（裏面）、成果イメージを確認しました。また今後の土地活用の意向についてお聞きするアンケート調査票の作成を行いました。この度、アンケートを実施しますので、ご協力よろしくお願ひします。

なお、活動状況等については、これからもニュースにてお知らせします。今後ともご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひします。

土地利用計画とは

良好な自然環境、地域の宝、農業の資源などを守る区域と集落の活性化のために活用する区域をまちづくりの方針に基づき区分します。土地利用計画の区分には次の5つがあります。

- ① 保全区域：自然環境や歴史資源などの保全・活用する区域
- ② 森林区域：森林として保全・活用する区域
- ③ 農業区域：農地として保全・活用する区域
- ④ 集落区域：集落として良好な生活環境の保全と創造を図る区域
- ⑤ 特定区域：地域の活性化のため、特定の用途の建築物を整備・開発する区域

特別指定区域とは

まちづくり計画の実現に向けて、必要な建築物が建築できるよう指定する区域です。指定できる内容は以下になります。

- ① 地縁者の住宅区域
- ② 新規居住者の住宅区域
- ③ 地縁者の小規模事業所区域
- ④ 駐車場の区域
- ⑤ 既存事業所の拡張区域
- ⑥ 既存工場の用途変更区域
- ⑦ 営農活性化区域
- ⑧ 交流促進区域
- ⑨ 利便施設区域

田園まちづくりアンケートご協力のお願い

（1）調査目的：土地活用に関する土地所有者の意向確認

（2）調査主体：大沢地区まちづくり協議会

（3）調査時期：2019年7月

【お聞きしたいこと】 ◆所有されている土地に関する今後の活用意向